

## 阿見町農業委員会会長の交際費情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町農業委員会会長の交際費の支出に係る情報（以下「交際費情報」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 公表する交際費情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(公表の時期)

第3条 交際費情報の公表は、交際費を支出した月の翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 交際費情報の公表は、阿見町ホームページに掲載するとともに、阿見町役場情報公開コーナーにて閲覧に供することにより行うものとする。

(公表における注意)

第5条 交際費情報の公表に当たっては、円滑な町政運営に資するため、相手方との信頼関係及び友好関係の維持及び増進を図るという交際費の趣旨にかんがみ、阿見町情報公開条例（平成12年阿見町条例第41号）第7条各号に規定する非公開情報が含まれないよう、十分に注意して行われなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。